地元説明会資料

令和８年度

地域に適した汚水処理の見直しについて

小松市　上下水道局

目　次

１．小松市の汚水処理施設について
1-1　汚水処理施設の種類
1-2　下水道とは
1-3　合併処理浄化槽とは
1-4　下水道の整備状況
２．下水道整備の課題
2-1　下水道管の耐震化
2-2　下水道管の老朽化
2-3　整備期間と費用
2-4　人口の減少
2-5　国の方針
３．下水道計画区域の見直し案
４．見直される区域にお住いの皆様へ
５．今後の予定について

1．小松市の汚水処理施設について（1-1 汚水処理施設の種類）

- 生活排水処理施設
  - 下水道法
    - 公共下水道
      - ① 単独公共下水道（昭和42年事業認可）
      - ② 流域関連公共下水道（昭和59年事業認可）
      - ③ 特定環境保全公共下水道（平成8年事業認可）
    - ④ 流域下水道
  - 他法令
    - 農業集落排水処理施設（平成元年事業認可）
    - 合併処理浄化槽
    - コミュニティプラント等

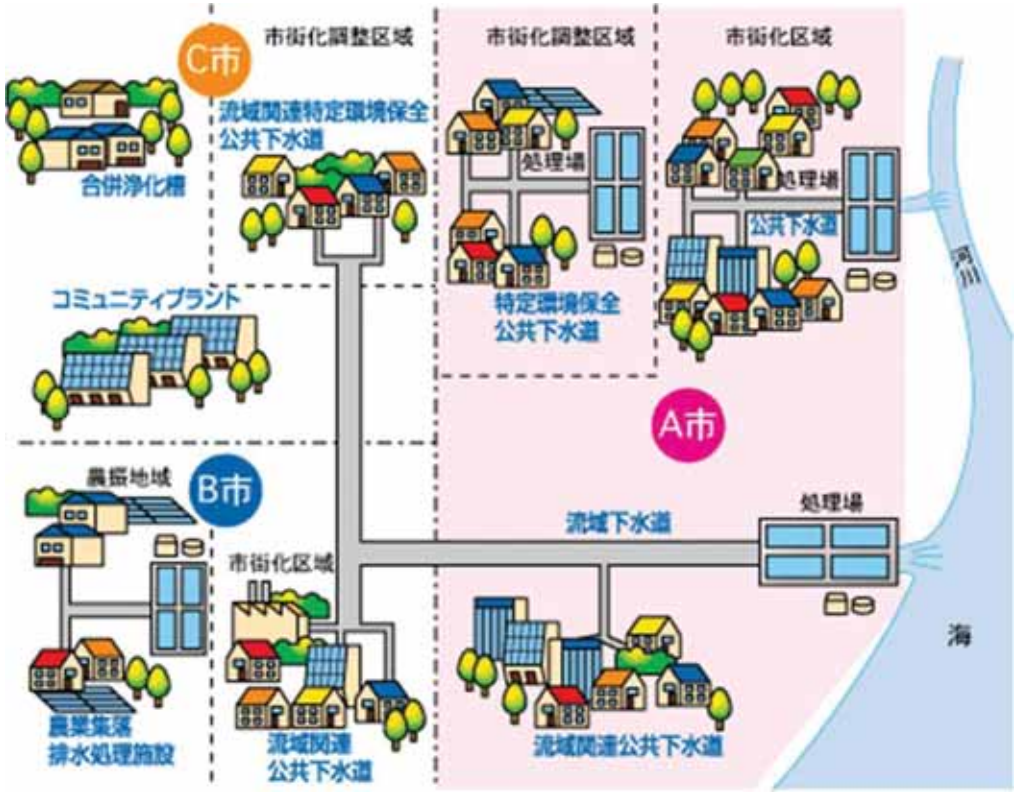

出典）近畿地方整備局HP

凡　例

小松市における主な汚水処理施設
赤枠は上下水道局において運営している汚水処理施設

① 終末処理場を有する公共下水道
② 流域下水道に接続する公共下水道
③ 主に市街化区域外の生活環境の改善を図るための小規模下水道
④ 二以上の市町村の区域にわたり下水道を一体的に整備する下水道（主に県が実施）

1．小松市の汚水処理施設について（1-2 下水道とは）

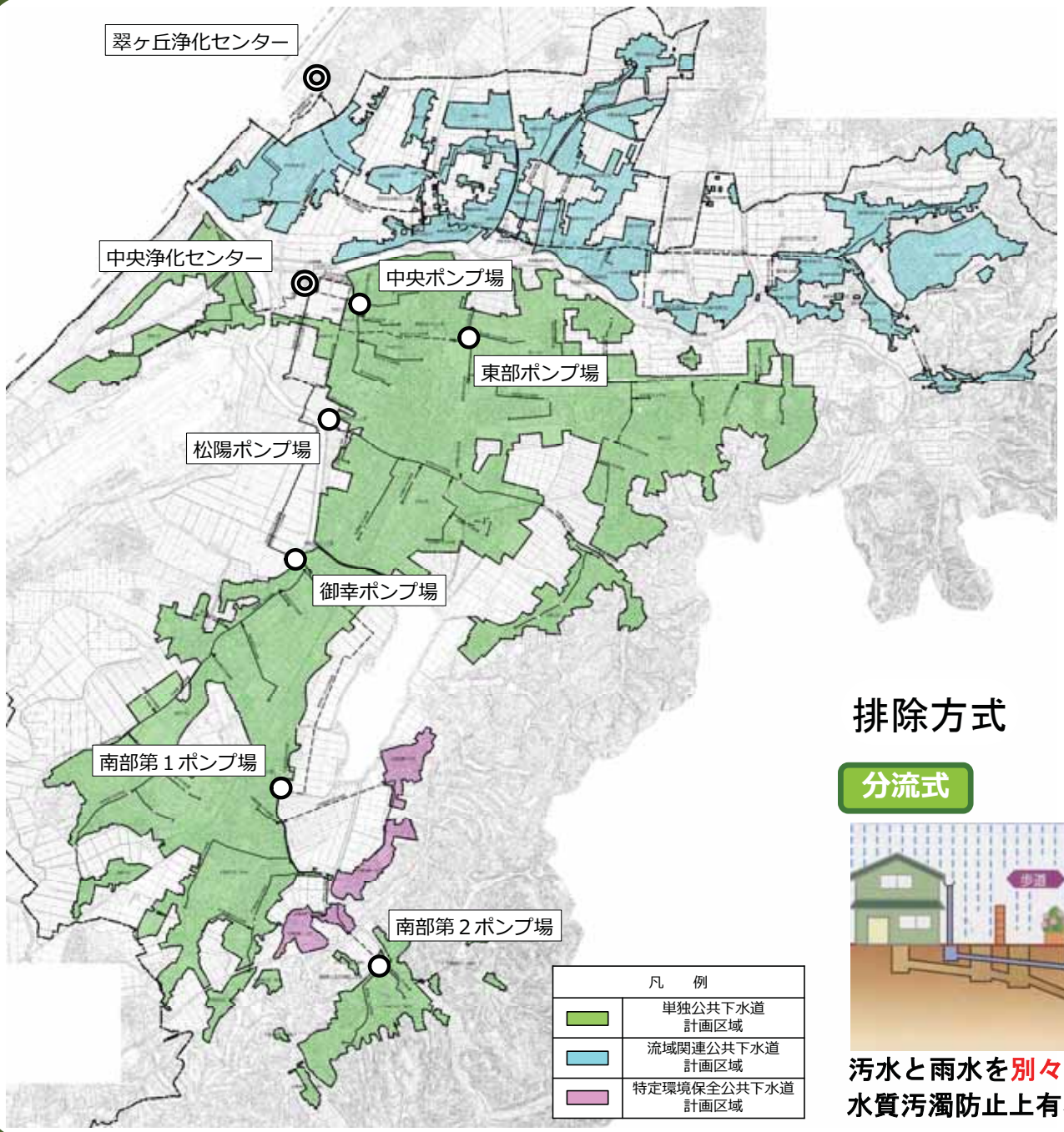

下水道は家庭や事業所から排水される汚水を道路等に埋設された下水道管により排除し、下水処理場にて集合処理を行う汚水処理施設です。

小松市では梯川より南側は鶴ヶ島町の中央浄化センター、北側は能美市山口町の翠ヶ丘浄化センター（石川県管理）で汚水処理を行っています。

また、６つのポンプ場により中央浄化センターへ汚水を圧送しています。

排除方式

分流式

出典）国交省HP

汚水と雨水を別々の管渠で排除
水質汚濁防止上有利

合流式

旧市街地

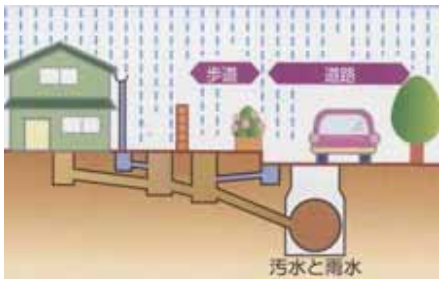

汚水と雨水を同一の管渠で排除
施工費が安価・施工が容易

１．小松市の汚水処理施設について（1-3 合併処理浄化槽とは）　4

合併処理浄化槽は、家庭や事業所から出る生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）の全てを個別処理する汚水処理施設です。
単独処理浄化槽は、し尿処理のみに対応した浄化槽です。

合併処理浄化槽

生活排水の全てを処理

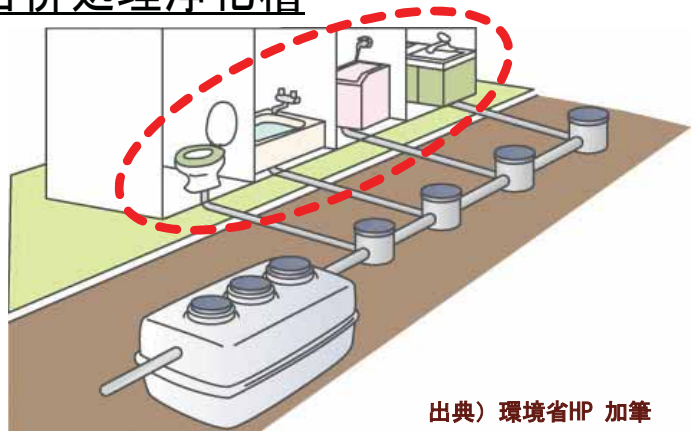

出典）環境省HP 加筆

単独処理浄化槽

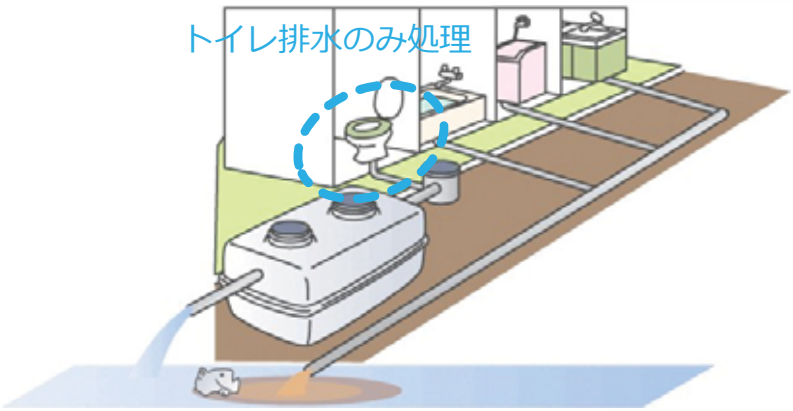

単独処理浄化槽は合併処理浄化槽の
８倍の汚れ

平成１２年度に浄化槽法が改正
平成１３年４月１日以降に設置される浄化槽は
合併処理浄化槽にすることを義務付け

下水道整備区域外での新築建物は全て合併処理浄化槽で整備

※農業集落排水・コミュニティプラント整備区域は各汚水処理施設に接続

１．小松市の汚水処理施設について（1-4 下水道の整備状況）

昭和４２年　　下水道工事に着手
昭和５４年　　中央浄化センターの運転開始

表-１　下水道整備状況　※令和７年度末時点

項　目	面積(ha)	人口(人)	備　考
全体計画区域	3,574	97,129	行政人口 104,387人
事業計画区域	3,086(86%)	89,158(92%)	
整備区域	2,393(67%)	79,454(82%)	総延長 約650km
未整備区域	1,181(33%)	17,675(18%)	

表-2　汚水処理人口普及状況　※令和７年度末時点

区　分	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率
公共下水道	104,387	79,454	76.1%
農業集落排水		6,002	5.7%
合併処理浄化槽		11,504	11.0%
合　　計		96,960	92.9%

【参考】
全国平均　　９３.７%
石川県平均　９５.４%
※令和６年度末

2．下水道整備の課題（2-1 下水道管の耐震化）

地震による下水道管被災の教訓

令和６年能登半島地震により下水道管が被災し、地域住民への影響や復旧工事の長期化など、今後の課題が明らかになりました。

・マンホールの浮上や舗装の陥没などにより交通への影響が広範囲におよび、迅速な応急対応（規制・仮復旧）による二次被害の防止

・下水道を使用しながら復旧工事を行うため、工事の長期化や汚水排水制限の実施など、地域住民の協力が必要

➡ 重要な幹線等（重要度が高い幹線）の耐震化を推進







○令和６年能登半島地震による小松市の下水道管被災状況

下水道管全延長　６５０km
被災延長　６km（１%）
復旧費用（見込み）１８億円

【参考】他市の被災延長
珠洲市　72km（69%）
輪島市　44km（26%）
石川県　372km（ 6%）
※令和６年８月９日時点

○小松市の下水道管耐震化状況

重要な幹線等　１５４km
耐震化延長　１３１km（８５%）

※耐震化指針が大型地震を踏まえた内容に改定された平成９年以前に布設した非耐震管が多い。

計画的な耐震化対策を進めるとともに
合併処理浄化槽を弾力的に活用し、リスク分散を図る

下水道の老朽管が急増

２０年後に耐用年数を超過する下水道管が急増します。

計画的な老朽化対策の推進が必要





令和６年　圧送管腐食陥没（林町地内）



令和８年　ＨＰ管腐食陥没（長崎町地内）

2．下水道整備の課題（2-3 整備期間と費用）

下水道未整備区域の解消に５０年以上必要

現在，下水道事業は処理場等の施設更新を含めた耐震化・老朽化対策にシフトしており，下水道管の整備費として年間４～５億円程度しか配分できない状況が続いております。（右資料）
未整備区域の整備費用は現在の単価で約２５０億円程度であり、現在の整備費ベースで推定すると未整備区域の整備に５０年以上を要します。

整備費用　約２５０億円
整備期間　約　５０年（令和５８年頃）

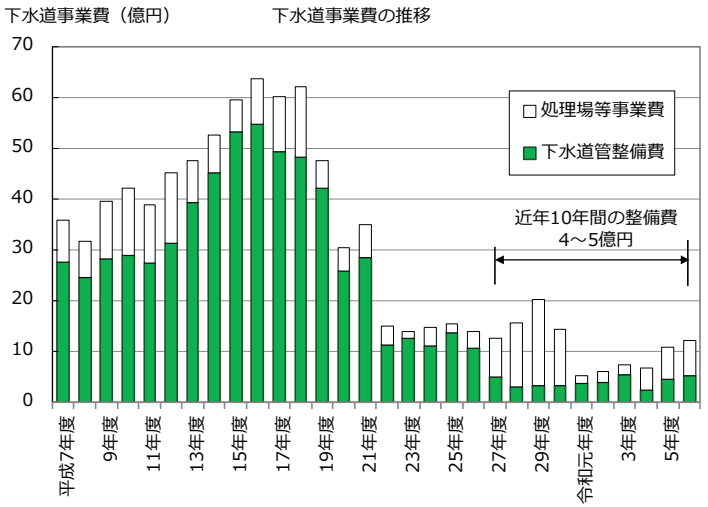

下水道の完成までに合併処理浄化槽の普及率が上昇

下水道の整備に相当な期間が必要なため、下水道整備が完了するまでに合併処理浄化槽の普及率が今以上に大きく上昇することが予想されます。

下水道未整備地区の合併処理浄化槽普及率　約５５％（令和７年度末）

下水道による整備効果が低下すると共に、将来における住民負担も拡大。

① 合併処理浄化槽を整備後、さらに下水道接続の義務が生じ、二重投資となります。
② 下水道接続率の低下により使用料収入だけでは運営・維持管理費を賄えず、結果として住民負担につながります。

人口の減少

こまつ人口レポート（令和７年公表）では、人口は３５年後に９千人減となります。

人口の減少に伴い、使用水量の減少が見込まれます。

2025年（現在）	2055年（30年後）	2060年（35年後）
10.4万人	9.7万人	9.5万人
	7,000人減	9,000人減

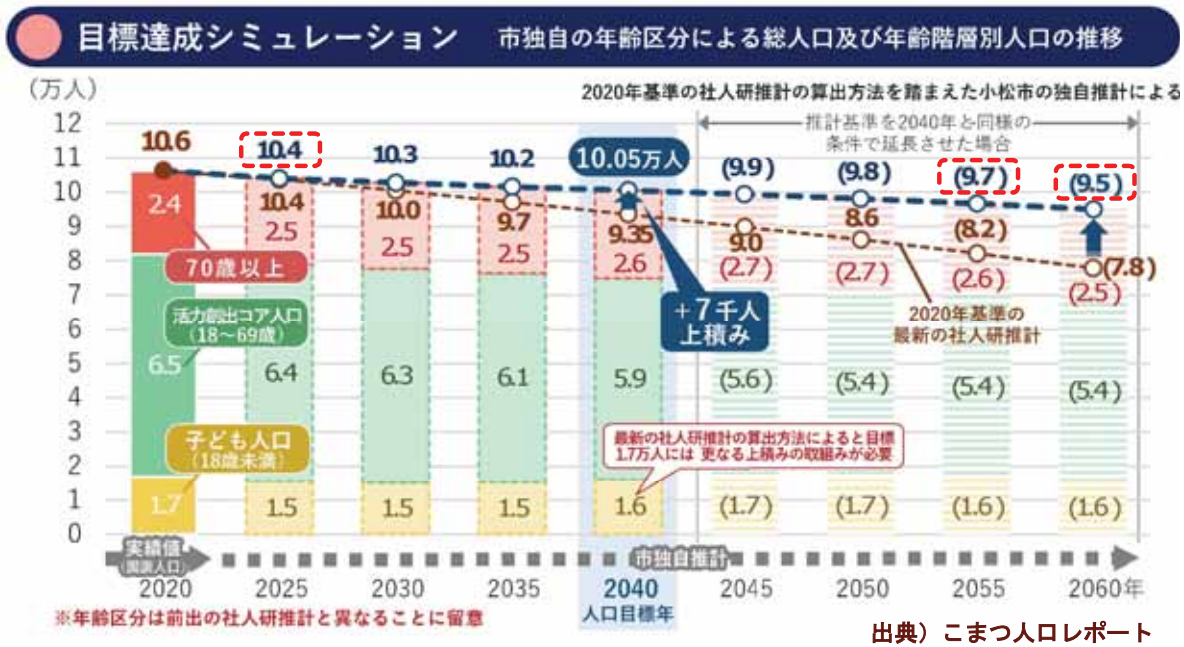

使用水量の減少に伴い、使用料収入も減少。

令和８年度　下水道使用料の改定

今後も段階的な使用料の見直しが必要

２．下水道整備の課題（2-5 国の方針）

【下水道法等の一部を改正する法律案が成立（令和８年７月１５日）】
人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定が整備されました。

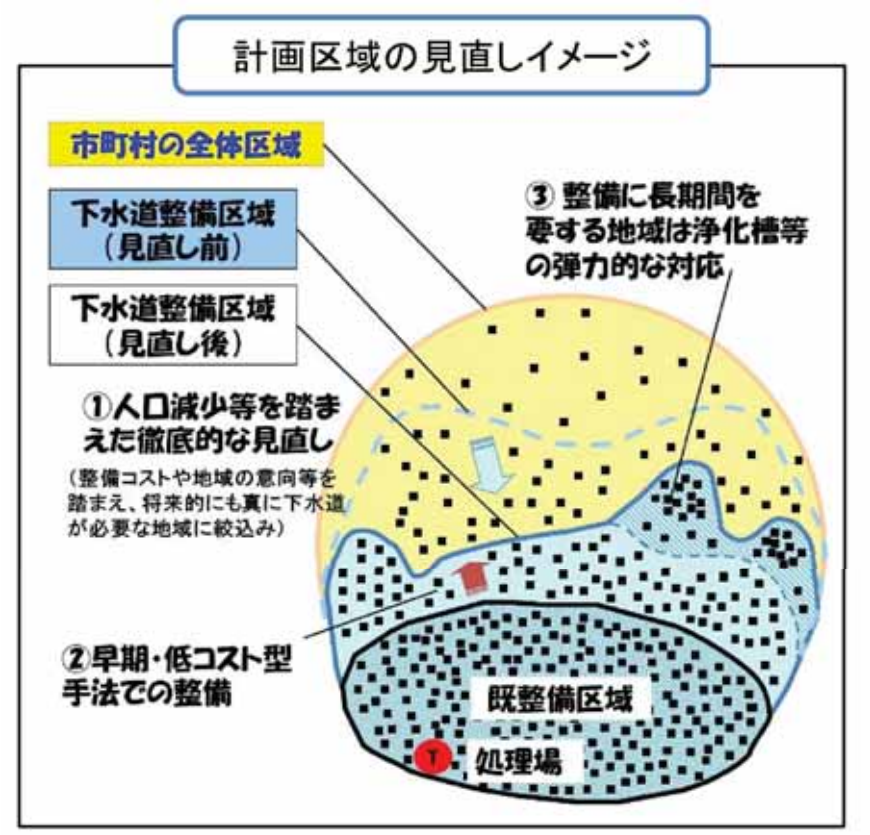

今回、５年に一度見直される石川県の「生活排水処理構想エリアマップ」の策定に合わせて、より効率的かつ効果的な下水道整備を進めるため、本市の汚水処理計画を見直すこととしました。

※生活排水処理構想エリアマップ

汚水処理施設整備の基本構想。
地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定するもの。
５年に一度見直しが行われます。

3．下水道計画区域の見直し案

①～⑤の評価項目を踏まえた，下水道から合併処理浄化槽への見直し対象区域（案）

①地形・地域特性　②既存インフラの整備状況　③環境への影響

④社会的・経済的な状況変化　⑤整備・維持管理コスト

現在の計画区域

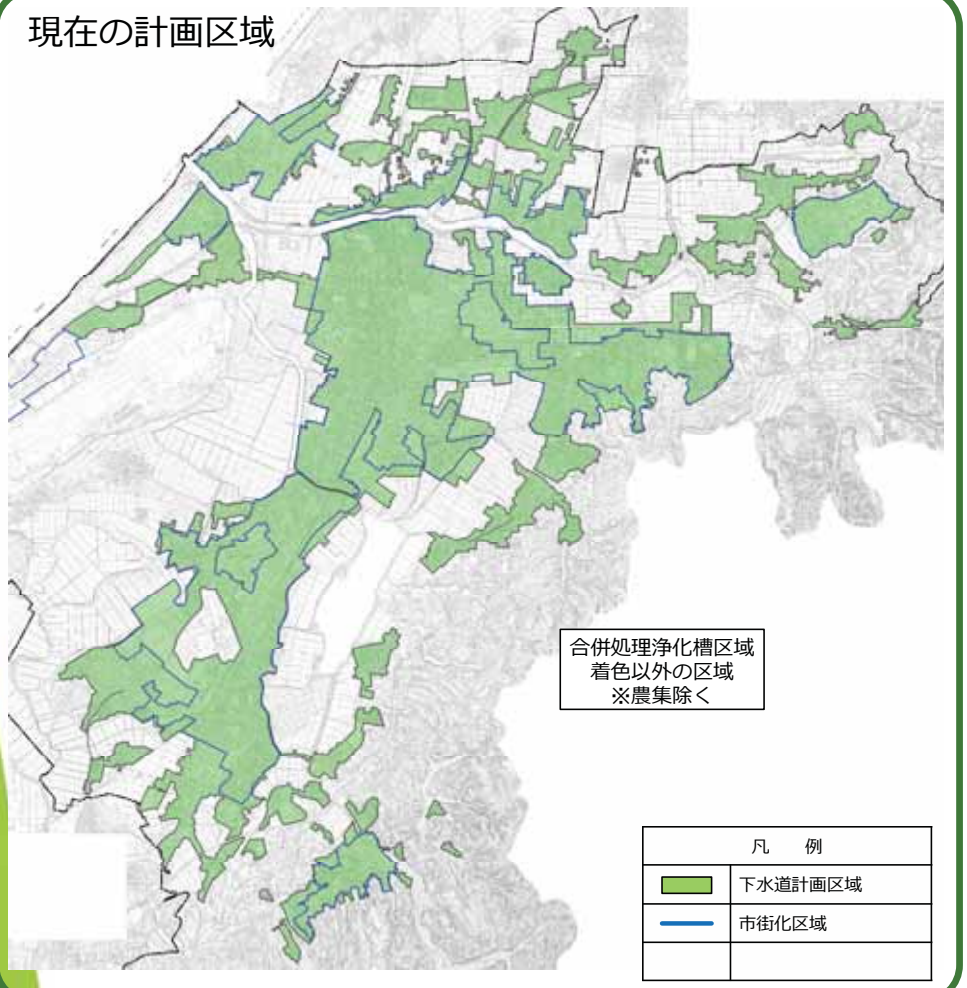

見直し対象区域（案）

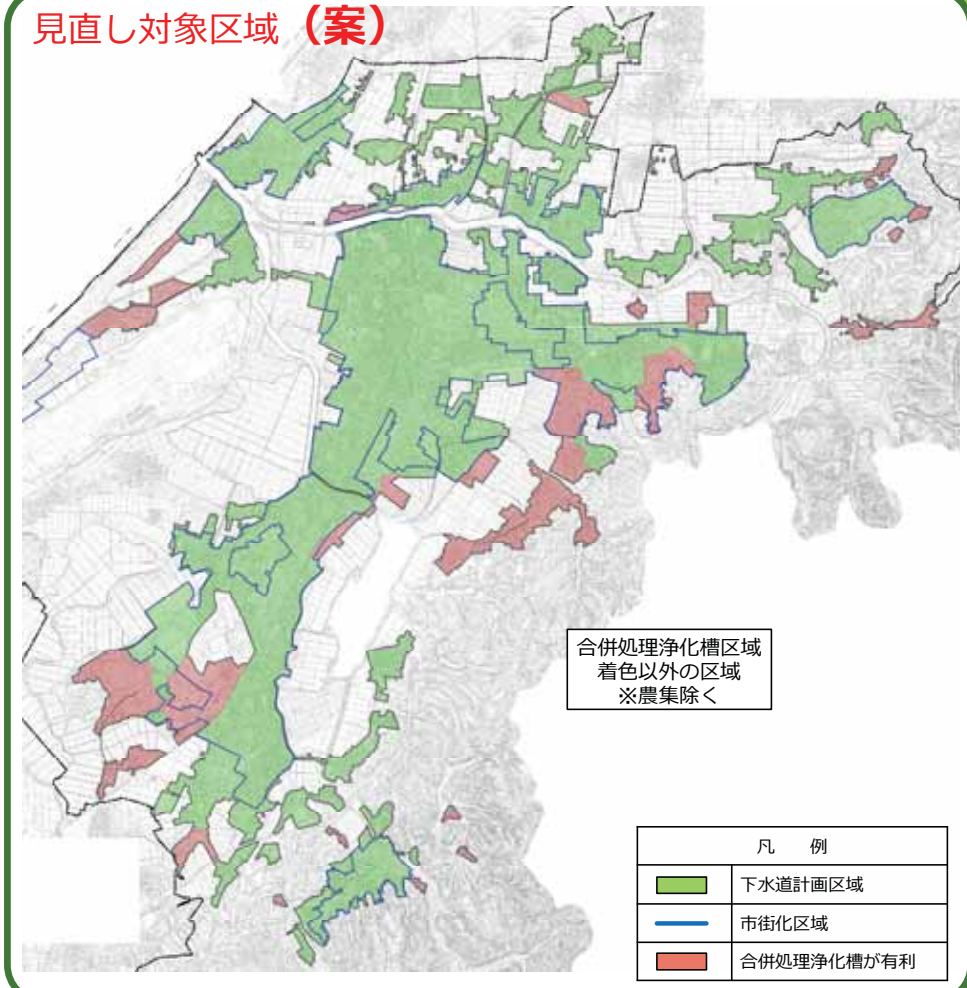

◆見直される区域にお住まいの方

見直し前

下水道整備前

- 単独処理浄化槽 汲取トイレ
- 合併処理浄化槽

接続

下水道整備後

浄化槽は6ヶ月以内
汲み取りは3年以内

- 下水道

見直し後

- 単独処理浄化槽 汲み取りトイレ → 切替 → 合併処理浄化槽
- 合併処理浄化槽 → 継続使用となります

下水道整備時　⇒　・受益者負担金
土地面積(㎡)×530円

下水道接続時　⇒　・宅内排水設備工事
・接続後より使用料

単独処理浄化槽、汲み取りトイレから合併処理浄化槽に切替時、補助制度がありますので、上下水道お客様センターにお問い合わせください。　TEL 0761-24-8111

○現状の合併処理浄化槽設置に伴う補助制度

5人槽設置 工事費100万円の場合

国基準額 (浄化槽の区分による)	市上乗せ額 (国基準の1/2)	個人負担額 (4割相当)
39万円	19.5万円	41.5万円

※今回の区域見直しに伴い、補助額の拡充を検討

その他の補助制度
既存撤去工事　上限12万円
宅内配管工事　上限30万円

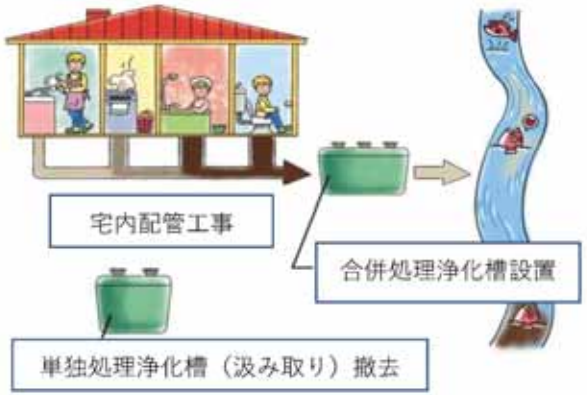

５．今後の予定について

◆令和８年度

１０月～１２月　　地元住民・関係団体への合意形成

１月～　３月　　汚水処理　見直し案のとりまとめ

◆令和９年度

石川県「生活排水処理構想エリアマップ」の策定

各種計画の見直し

◆令和１０年度～

見直しに基づく汚水処理施設の整備推進